

# 答 申

## 審査会の結論

実施機関は本件異議申立の対象となった非公開決定処分を取り消し、公開すべきである。

## 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成17年12月9日付で提出した公文書公開請求書に対し行った名張市長の平成17年12月13日付名管理第319号「公文書非公開決定通知書」の処分を取り消し、電磁的記録の公開を求める。

## 公開請求のあった公文書

名張市が「法定外公共物譲与に係る特定作業業務委託」において作成取得した 国有財産特定図面 国有財産一覧表 位置確認図の電磁的記録(法定外公共物譲与に係る特定作業業務委託契約書第23条9) )

1 DFX(キャドの地図)、PDF、TIF、BMP(ビットマップ - デジタル情報)等を光ディスク(CD)等に複写したもので、紙ベースのものではない。

2 ~ の電磁的記録が含まれた記憶媒体をそのまま複写し、 ~ のみを抜粋する必要はない。

## 実施機関の非公開理由

名張市情報公開事務処理基準第15条第2項(磁気テープ等の公開は、当分の間、紙媒体に印刷したものを交付することにより行うことができる。)を理由とした。

## 異議申立の理由

「名張市情報公開条例第2条2項 この条例において公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに再生出力等が可能な光学的・磁気的処理を施したフィルム、テープ及びディスク等に記録された情報であって、実施機関が組織的に用いるものとして、保管又は保存しているものをいう。及び 第9条1項 公開の実施方法は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法による。」により写しは原則情報記録媒体と同種の記録媒体で行うこと。

「名張市情報公開事務処理基準 第15条2項 磁気テープ等及びフィルムの公文書の公開は、当分の間、紙媒体に印刷したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。」は情報公開の効果を半減し、条例の実効性を損なう。また条例で可能とされていることを事務処理基準で縮小することは条例の解釈を誤っている。

## 実施機関の非公開理由説明

条例運用中、名張市情報公開事務処理基準第15条第2項により非開示とした。運用基準に改正があれば、それに従う。

今回請求の磁気記録の保存形式はエグゼソフトである。名張市はマブコン用のファイルとエグゼソフトを所有し、閲覧のみ可能である。請求された磁気記録にはエグゼソフトも入っている。

#### 審査会の審査

異議申立の趣旨は「請求のあった成果品とはエグゼファイルのDVD10枚で、開示の方法を紙媒体ではなく、DVDにそのままコピーすることによって開示されたい。」ということ。

実施機関の非公開理由は内部的な事務処理基準を根拠理由としている。事務処理基準は内部的な基準なので、対外的には拘束力を持たない。条例で保証されている権利を内部基準で縮小させてはならない。名張市情報公開事務処理基準を非開示理由にするのは適当ではない。

この成果品を作成するにあたって市は経費をかけた。市は公用で手数料免除で法務局の公図の読み込みをし、地図情報に変換し、DVDを作成した。市を通して複写したDVDは、その複写にかかる実費負担だけで交付される。このことが、国が手数料を徴収して収入にしていることとあまりにも乖離が生じ、制度の根幹を揺るがすというならば、国の問題として国がそのことに対応することになる。公図はもともと法務局で一般に供している公開性の高いものであり、それを市が経費をかけて電磁記録に加工したとしても、開示を拒む理由にはならない。

電磁記録を公開する場合には市が複製して公開することが原則と思われる。

今回の場合はエグゼファイルを電磁記録のままコピーして実費負担で開示する。

交付する磁気記録には、開示請求があったもの以外のものが含まれていないか確認した上で交付する。

以上の審査により冒頭「審査会の結論」のように判断する。